

議案第 7 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）が平成 29 年 1 月 1 日から施行されたため現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の給与に関する条例(昭和 32 年箱根町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「及び勤務時間条例第 15 条の規定による介護休暇」を「、勤務時間条例第 15 条の規定による介護休暇及び勤務時間条例第 15 条の 2 の規定による介護時間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。